

Title	核不拡散体制と核軍縮 : 二〇〇〇年最終文書の履行
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2003, 53(3,4), p. 31-54
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55064
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

核不拡散体制と核軍縮

——二〇〇〇年最終文書の履行——

黒澤 満

はじめに

核兵器の拡散を防止するために核不拡散体制が国際的に形成されてきたが、その関連において核軍縮を推進すべきことが主として非核兵器国により主張されてきた。核不拡散は、新たな核兵器国の出現を防止することによって、核戦争の可能性を増大させず、事態の悪化を前もって防止するという観点からは有意義な措置である。しかし、この体制は五核兵器国に特権的な地位を与えるもので、体制の差別的な性格が常に問題とされてきた。この課題を解決しようとするのが、不拡散体制の中において核軍縮を推進する考えであり、核不拡散体制の差別性を緩和し、より公平で平和な世界を目指しつつ追求されてきた。

本稿は、まず、その関連を歴史的に検討する。そこでは条約形成過程における第六条の挿入の過程とその意義を明らかにし、また再検討会議のプロセスを検討する。特に条約の延長問題に関わる一九九五年の再検討会議での核不拡散と核軍縮の関連をめぐる議論を考察し、さらに二〇〇〇年再検討会議での議論を経て採択された最終文書の

核軍縮に関連する部分を検討する。

次に、二〇〇〇年再検討会議の最終文書に含まれる核軍縮の具体的措置が、その後どのように履行されているかという側面に焦点を当て、核軍縮の重要課題である包括的核実験禁止条約、核分裂性物質生産禁止条約、戦略核戦力削減条約、非戦略核兵器、消極的安全保障、核兵器の役割低下などの具体的措置の実施の状況を、二〇〇五年再検討会議準備委員会での議論を中心に詳細に検討する。最後に核不拡散と核軍縮の問題および今後の課題を考える。

一 核不拡散体制下での核軍縮の追求

1 核不拡散条約第六条

核不拡散条約（NPT）の交渉は一九六〇年代半ばに開始されるが、交渉推進の中心は米国とソ連であり、それぞれの条約案を基礎に米ソ同一条約案が作成された。ここでは核不拡散に関する第一条、第二条が中心で核軍縮に關しては何ら規定がなかった。一八カ国軍縮委員会において、インド、スウェーデン、イタリアなどが核軍縮との関連を強調し、非同盟八カ国は核軍縮措置は核不拡散措置と結び付けられるか、それに引き続き行われなければならないと主張していた。

その結果、核兵器国と非同盟諸国の主張の妥協として、メキシコ提案を基礎に、第六条が交渉の最終段階で挿入された。そこでは、核軍縮および全面完全軍縮条約について誠実に交渉を行うことが約束されている。第六条の義務は、核軍縮を実施する義務ではなくそのための交渉を行う義務であって、その実施はその後の核兵器国の意思に依存するものであるが、非核兵器国は核兵器国に対し常にその義務に留意するよう要求できる。また再検討会議が

五年ごとに開催される可能性が規定されたこともあり、核軍縮の進展状況を検討し、さらに一層の行動を要求できることとなった。⁽¹⁾

一九六八年七月一日のNPT署名の日に、ジョンソン大統領は戦略兵器制限交渉(SALT)を始めることにつきソ連と合意が達成されたことを発表した。これはNPT第六条の履行を明確に意識したものである。その後、一九七五年、八〇年、八五年、九〇年に再検討会議が開催され、核軍縮の進展に関して議論が交わされたが具体的な成果はなかった。

2 一九九五年NPT再検討・延長会議

NPT交渉過程において、米ソ条約案では条約は無期限と規定されていたが、非核兵器国は差別的な性格のある条約を無期限に受け入れることはできないと反論した。その結果、条約は二五年間有効とし、その時点でのように延長するかを決める会議を開催することが規定された。一九九五年には再検討会議と延長会議が同時に開催されたのである。

無期限延長を強く望んでいた核兵器国は、核軍縮に向けて十分な努力をしていることを示すため、一九九四年から包括的核実験禁止条約(CTBT)の交渉を開始し、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉マンデートにも合意し、さらに条約当事国である非核兵器国に対して核兵器を使用しないという消極的安全保障(NSA)に関する宣言を行った。またこの時期は冷戦が終結し米ソ・米ロの間において戦略兵器削減条約(START条約)による核削減が合意され、実施されていた時期でもあった。

一般演説において、多くの国は無期限延長を支持しつつも、核軍縮に向けての進展を何らかの形で確保する必要

を主張していた。その結果、NPTの無期限延長の決定は、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」および「条約の再検討プロセスの強化」に関する二つの文書の採択とパッケージで行われた。前者の文書は、条約のあらゆる側面での今後の方向を指示するものであるが、核軍縮に関しては、①CTBT交渉を一九九六年中に完了すること、②FMCT交渉を即時開始して早期に締結すること、③核兵器廃絶という究極的目標をもって核兵器削減努力を追求すること、が規定された。後者の文書により、五年ごとの再検討会議の間にその準備会合を三年にわたり開催することなどが決定された。⁽²⁾

第一のCTBTについては、一九九六年九月に条約が採択され、一〇月に署名のために開放され、多くの国が署名した。第二のFMCTについては、その後交渉はまったく開始されておらず、この約束は実行されていない。第三の核兵器削減も、米ロ関係の悪化などもあり、この時期以降進展はまったく見られなかった。ここでは核兵器廃絶が「究極的目標」として合意された。

3 二〇〇〇年NPT再検討会議

二〇〇〇年再検討会議は、米ロが対立している状況で、その結果核軍縮も進展していない状況で開催されたため、最終文書の採択は不可能だと予想されていたが、各国および議長の積極的対応もあり、会議は最終文書を採択するのに成功した。最終文書は条約のあらゆる側面について、過去五年間の評価と今後取るべき措置を含んでいる。

第六条の運用検討に関して、最終文書は今後取るべき具体的な核軍縮措置に合意している。将来の核軍縮に関する問題は会議の補助機関Iで集中的に議論され、最終的には具体的な一三項目に合意された。将来の核軍縮措置に関して、一九九八年に結成された新アジェンダ連合(NAC)が、核軍縮の進展が近年見られないという評価の

下に、さまざまな措置を提案した。それに対して核兵器国が反論しつつ議論が進められ、両者の合意を探り出すという作業が続けられた。

NACは以前より核軍縮の進展に熱心であったブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージールランド、南アフリカ、スウェーデンの七カ国で形成され、非同盟の理想主義と西側の現実主義が混合したもので、この会議で中心的な役割を果たした。NACの基本的な要求は、「核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束」であり、当初のNAC提案よりは薄められたが、最後にはすべての核兵器国も受け入れ、最終文書に取り入れられた。一九九五年の会議では核兵器の廃絶は「究極的目標」であり、遠い将来の課題であったが、二〇〇〇年会議ではこれは「明確な約束」となり大幅な進展を成し遂げた。

核軍縮に関する一三項目は以下の通りである。⁽³⁾

- ① CTBTの署名と批准の重要性和緊急性
- ② 核実験のモラトリアム
- ③ 核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉の必要性
- ④ 核軍縮を取り扱う補助機関の設置
- ⑤ 核軍縮措置への不可逆性の原則の適用
- ⑥ 核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束
- ⑦ START IIの早期発効、START IIIの締結、ABM条約の維持・強化
- ⑧ 米ロ・IAEA三者イニシアティブの完成と履行
- ⑨ すべての核兵器国による核軍縮へと導く措置

- (1)核兵器の一方的削減
 - (2)核兵器能力と核軍縮に関する透明性の増大
 - (3)非戦略核兵器の一層の削減
 - (4)核兵器システムの運用状況の低下
 - (5)安全保障政策における核兵器の役割の低下
 - (6)核兵器全廃プロセスへのすべての核兵器国の参加
- ⑩余剩核分裂性物質への検証
 - ⑪究極的目標としての全面完全軍縮
 - ⑫第六条の履行に関する定期報告
 - ⑬検証能力の一層の開発

二 核軍縮実施状況の検討

二〇〇〇年再検討会議の後、国際安全保障環境全般が、また特に核兵器に関する環境が大きく変化している。その主要な理由は、米国のブッシュ政権が新たな安全保障政策および防衛ドクトリンを採用したこと、および二〇〇一年九月のテロリストによる攻撃が米国その他の諸国の脅威の認識を変えたことにある。その結果、米国は自国の短期的な国益を優先し、多国間の協力によるよりも単独で決定しかつ行動するという特徴を示し、また国際法を中心とする国際規範に依存するよりも、軍事力に依存して問題の解決を図る方向に進んでいった。その結果、多国間による協力的な枠組みに基づく核軍縮には積極的な取組みは見られず、逆に新たな核兵器の開発の方向に進んでお

り、二〇〇〇年の合意のいくつかが違反され、または無視される傾向にある。

1 核軍縮全般

最終文書の約束がどのように履行されたかを検討するに際して、最終文書に含まれる当初の約束を逆行させる二つの基本的問題がある。

第一の問題は、米国がもはや一三措置のすべてを支持しているわけでないと言明したことである。二〇〇二年の準備委員会において、米国は二〇〇〇年NPT再検討会議の最終文書の中の第六条に関する結論のいくつかもはや支持していないと述べ、その顕著な例はABM条約(第七措置)であり、もう一つの例はCTBT(第一措置)であると述べた。⁽⁴⁾

二〇〇三年の準備委員会では米国は、「ある国々は、二〇〇〇年NPT再検討会議の最終文書の一三項目で進展がないと考え、懸念を表明している。∴すべての措置を二〇〇五年までに履行できると考える国はないだろうし、すべての核兵器国が同一の進展をしようと考えるものはいない。∴米国はもはや一三項目すべてを支持するわけではないが、第六条および核軍縮という目標は明確に支持している。∴一三措置への厳格な支持が、NPT当事国が第六条の義務を履行できる唯一の方法とするのは誤りであると考ええる。基本的なテストは、米国その他の国が第六条に規定された方向に動いているかどうかである⁽⁵⁾」と述べている。

他方、新アジア連合(NAC)はNPTの履行に懸念を表明し、「核兵器国は条約の義務および二〇〇〇年再検討会議での約束を履行することにより、強力なリーダーシップを示さなければならない。これはNPTの信頼性と生存可能性を保持するための重要なステップである。一三措置の包括的な履行が必要である。それは核軍縮達

成のための青写真であり、単なるリップサービスではない。」と反論している。

スウェーデン代表は、「諸国が合意した約束に関して選択的に対応し始めるならば、NPT体制全体の完全性が危険にさらされることを」強調し、「核軍縮への一三の具体的措置を含む二〇〇〇年の再検討会議の最終文書は、NPT体制の不可欠の部分である。したがって、締約国がそのいくつかをもはや支持しないならば、それは体制を危険にさらすものである」と述べ、選択的履行の危険を警告している。

第二の問題は、核軍縮と全面完全軍縮（第一措置）の関係に関わる。二〇〇〇年最終文書においては、「その核兵器の全廃を達成するという核兵器国による明確な約束」（第六措置）が、「軍縮過程における諸国の努力の究極目標は全面完全軍縮であることの再確認」とは区別して規定されたという事実にも拘わらず、フランスは核軍縮を全面完全軍縮の枠内で取り扱うという当初の立場を繰り返している。

二〇〇二年の委員会では、二〇〇〇年最終文書に含まれる実際の措置の積極的取り組みもリアリティーの原則に基づくべきであるが、全面完全軍縮がその原則であり、それは核軍縮と分離不可能なものであると主張し、二〇〇三年の委員会でも、「条約が無期限に延長された一九九五年に、以下の三つの目的をもつ行動計画が採択された。つまり核実験の完全な禁止、兵器用核分裂性物質の生産禁止、全面完全軍縮の枠内で核兵器の量的削減へ早急にかつ体系的に進むという決意」を列挙し、一九九五年を基準に考えている。欧州連合（EU）の声明も、「世界的な核軍縮および全面完全軍縮というわれわれの共通の目標を達成すること」の重要性を強調している。

この考えは、全面完全軍縮に進展が見られない限り核軍縮も実施しないというきわめて否定的なものであり、核軍縮の領域で独自に進展を模索すべきであるという一般的な考えに對抗し、核軍縮の進展を遅らせるものである。

これらの二点を背景としつつ、NACは状況が悪化していると分析し、「今日まで、二〇〇〇年NPT再検討会

議で合意された一三措置の履行にほとんど進展が見られない。ポスト冷戦期の安全保障環境においても、安全保障政策および防衛ドクトリンが引き続き核兵器の保有に基礎を置いていることに懸念をいだいている。安全保障政策および防衛ドクトリンにおいて核兵器の役割を低下させるという約束（第九・五措置）はまだ実現されていない。この進展が見られないことは、その核兵器の全廃を達成するという核兵器国の明確な約束（第六措置）と矛盾している⁽¹¹⁾と主張している。

二〇〇二年の第一回準備委員会の議長の事実サマリーは、核軍縮に向けての実際の措置の履行に関してなされた進歩に対し失望が表明されたと記述していたが、二〇〇三年の第二回準備委員会の議長の事実サマリーは、議論を要約し、「そのプロセスのゆるやかな性格を承認しながらも、これらの措置の履行の進展につき失望が引き続き表明されている⁽¹²⁾」と結論している。

一般的に言って、五核兵器国は核軍縮に対する彼らの約束と履行を強調するが、非核兵器国はこの点に失望を表明している。米国とロシアはモスクワ条約による核兵器の削減の達成を第六条の履行として賞賛しているが、この意義については後に検討する。英国、フランス、中国は、二〇〇〇年以降核軍縮の分野においてまったく新しい進展を示していない。

2 包括的核実験禁止条約（CTBT）

第一措置および第二措置は、CTBTの署名と批准の重要性と緊急性、および核兵器の実験的爆発のモラトリアムを規定している。条約は一九九六年一〇月に署名されたが、まだ発効していない。それは、米国、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮を含む指定された一二カ国が批准していないからである。特に、ブッシュ政権下

におけるCTBTに対する米国の態度はきわめて否定的であり、米国政府はCTBTを支持しないし、上院に批准を求めることもしないと繰り返し述べている。

中国はまだ批准しておらず、準備委員会では「中国は核実験のモラトリアムを継続するし、立法府によるCTBTの早期の批准にコミットしている」⁽¹⁴⁾と述べている。しかし、透明性が欠けていることもあり、中国がどれくらい迅速にかつ真面目に条約の批准に進んでいるのかは明白ではない。

日本はCTBTの最強の支持国の一つであり、条約の早期発効のため大きな努力をしている。猪口大使は、「CTBTは核兵器の拡散を防止するのみならず、核兵器の質的改善を制限するのにも貢献している。CTBTは核兵器のない世界の達成のための現実的な具体的措置であると同時に、NPT体制の主要な柱の一つである。CTBTは一九九六年に採択されて六年以上も経ってまだ発効しておらず、核軍縮の将来を不確かに行っていることはきわめて遺憾なことである。CTBTの早期発効が達成されなければならない」⁽¹⁵⁾と述べ、CTBTの早期発効を強調している。

議長サマリーは、「CTBTに対する強い支持が表明された。条約の早期発効の重要性と緊急性が強調された。条約をまだ批准していない諸国、残りの一三国、特に残っている二核兵器国は、遅滞なく批准するよう要請され」⁽¹⁶⁾と記述しており、ここでは、米国と中国が残りの二つの核兵器国として特別に言及されている。

CTBTの早期発効は核軍縮に向けての最も明確な具体的措置であり、一三項目の第一にリストされているという事実にも拘わらず、米国の反対が引き続き最大の障害となっている。

米国の新たな核政策の下において核実験の再開が示唆されているので、多くの国は米国の態度について懸念を表明した。米国はそれに対して、「米国はCTBTの批准を追求しないが、現在の核実験モラトリアムは支持し続け

る。米国は一九九二年以来核爆発実験を実施していない。われわれはまた核実験を探知する国際監視システムの設置を支持している。もし必要となれば核実験を再開するのにかかる時間を短縮するという提案は存在する。しかしその事実は、核実験の可能性については何も言っていない。それはまた新たな核兵器の開発には関係しない」と反論しているが、あまり説得力をもつものではない。

3 核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）と核軍縮

第三措置と第四措置は、軍縮会議（CD）に対して、それぞれFMCT交渉の即時の開始および核軍縮を取り扱う機関の即時の設立を含む作業計画に合意するよう求めている。

しかし、CDはこの作業計画に合意することができなかった。CDはここ数年、交渉マンデートについて合意することができない。それは、加盟国がマンデートを決定する協議において、それぞれの自国の態度を固持し続け、他の問題とのリンケージを要求したりしているからである。また手続き問題として、CDは条約案を採択する最終段階のみならず、交渉マンデートを採択する最初の段階においてもコンセンサス・ルールで作業しており、一国が反対すると交渉マンデートに合意できないからである。早い時期にそれらを矯正する措置がとられないならば、軍縮の唯一の多国間交渉機関としてのCDの存在意義は失われ、その存在自体が疑問視されるようになるであろう。

4 戦略核戦力削減条約（モスクワ条約）

米国とロシアの間の戦略攻撃力削減条約は二〇〇二年五月二四日に署名され、二〇〇三年六月一日に発効した。この条約は二〇一二年末までにそれぞれの核弾頭を一七〇〇～二二〇〇に削減するものである。米国およびロシア

は、NPT第六条の履行の明確な進展としてモスクワ条約に言及している。

第二回準備委員会に提出された両国の共同声明は、「モスクワ条約の締結はNPT第六条の目標に向けての米国とロシアによる重大な進展である。条約により現在のレベルから両国の核兵器を三分の二削減することは、核軍縮に向けての大きな貢献である」と述べている⁽¹⁸⁾。

米国は、モスクワ条約の性質と内容を以下のように詳細に述べている。

一〇〇〇〇の配備された戦略核弾頭を六〇〇〇に削減するというSTART条約による削減が、二〇〇一年に成功裏に完了したのに引き続き、モスクワ条約はNPT第六条の義務を米国が履行しているというもう一つの大きなステップを示している。：モスクワ条約は、新たな時代および強化された米ロ戦略関係を反映している。このパートナーシップのゆえに、数百頁にわたる厳格なルールや手続きを条約に入れることは必要ではなかった。：いかなる基準によっても、この条約は意味ある達成である。：実戦配備から撤去される弾頭のいくつは活性状態で貯蔵され、他のものは貯蔵されるが不活性で、迅速な再配備には利用できない。さらにいくつかは引退および解体に指定される。：モスクワ条約は新たな時代のための新たなアプローチである。米国は、モスクワ条約で要請されている核兵器の大幅な削減が、NPTへの継続的なコミットメントをさらに表明するものと考えている⁽¹⁹⁾。

ロシアも条約を賞賛し、「二〇〇二年五月のモスクワ首脳会談においてロシアと米国が戦略攻撃力削減条約を締結したことは、核軍縮における新たな大きな進展となった。：戦略攻撃兵器の分野における新たな条約の締結に際して、ロシアと米国は核不拡散条約第六条の約束を考慮しており、それはテキストに反映されている。この条約の重要性を評価しつつ、ブーチン大統領は、『その文言と精神において、これはわれわれが核兵器の削減を選択した

ことを確認するものであり、大量破壊兵器不拡散体制の強化のための共同作業である』ことを強調した⁽²⁰⁾と述べている。

EU、日本、その他の諸国はモスクワ条約の締結を歓迎した。しかしEUは、「この関連において、不可逆性および透明性の原則は引き続き重要である⁽²¹⁾」と付け加えている。

他方、NAC、NAMおよび中国は条約に批判的であり、NACは条約をさまざまな観点から批判し、以下のよう述べている。

昨年の進展の中でわれわれが目にするのはモスクワ条約である。条約は米国とロシアの間の新たな関係を定める積極的措置であることを認めている。しかし、われわれは、それぞれの核兵器の数がまだ数千になるので、冷戦の遺産が実際には残されているのではないかと疑問に思っている。さらに条約が核軍縮に貢献するかどうかも疑問視している。条約は検証規定を含んでおらず、実戦配備されていない弾頭を無視している。配備された戦略核弾頭の削減は、核兵器の不可逆的な削減および全廃の代わりとはならない。米国およびロシアに対して、モスクワ条約を核軍縮の不可逆で検証可能な文書にすることを要請する⁽²²⁾。

NAMも条約に批判的であり、「二〇〇二年五月二四日のロシアと米国の間の戦略攻撃力削減条約の署名に注目しつつ、配備および運用状態における削減は、核兵器の不可逆的な削減および全廃に取って代わるものにはなりえないことを強調する⁽²³⁾」と述べた。中国もまた、「核兵器の削減は、なかならず、効果的に検証可能であり、不可逆であり、法的に拘束力があるという諸原則に一致して実施されるべきである⁽²⁴⁾」と主張している。

このように、モスクワ条約は注目されているが、不可逆性（第五項目）、透明性（第九・二項目）および検証可能性（第一〇措置および第一三措置）の諸原則の観点から、NAC、NAM、中国、さらにEUにより批判されて

いる。

モスクワ条約は、第七措置に規定されたSTARTプロセスに取って代わるものである。第七措置はSTART IIの早期発効と完全な履行およびSTART IIIの締結を勧告しており、さらにABM条約の維持と強化を要請していた。核軍縮の進展という文脈でモスクワ条約を評価する場合には、すべての要素を考慮すべきであり、モスクワ条約が新たに誕生したが、STARTプロセスは消滅し、かつ米国が脱退したためABM条約がもはや存在しないという現実の結果のメリットとデメリットを考慮すべきである。

5 非戦略核兵器（NSNW）の削減・規制

第九・三措置は非戦略核兵器の一層の削減を規定している。冷戦期においてはSALT、STARTプロセスに見られたように戦略核兵器に主として焦点が当てられていたが、ポスト冷戦期の安全保障環境の中では、非戦略核兵器（NSNW）あるいは戦術核兵器（TNW）を取り扱う重要性および必要性が強調されるようになった。

二〇〇二年の準備委員会では、EUがその一般演説において、最終文書で初めて取り入れられた非戦略核兵器の重要性を強調し、これらの兵器の大幅な削減に関する効果的に検証可能な協定の交渉を始めるよう関係国に奨励している。⁽²⁵⁾

ドイツは、非戦略核兵器に関する文書を提出し、これが危険であることは戦略核兵器よりも多くの数が存在すること、その多くは古く耐用年数を過ぎていること、戦略兵器に比べその使用のバリアが低いと考えられていること、貯蔵や配備の形式や輸送の際の危険、小型のゆえの拡散の危険、テロリストによるアクセスの危険を指摘し、それらの削減に向けたゆるやかなアプローチとして以下の措置を提案している。⁽²⁶⁾

- ① 一九九一／一九九二年の大統領核イニシアティブの履行に関する米口の報告
 - ② 大統領核イニシアティブの正式化
 - ③ 準備態勢、安全措置に関する情報の相互交換協定、米口の非戦略核兵器のデータ交換
 - ④ 非戦略核兵器に関する交渉の開始
 - ⑤ この問題の進展につきNPT再検討会議と準備委員会への情報提供
 - ⑥ 非戦略核兵器の安全予防措置（物理的防護など）をとること
- フィンランドとスウェーデンも、ドイツの見解を歓迎しつつ、この問題については、透明性、不可逆性、運用状態の低下、信頼醸成措置が必要な要素であるとし、できるだけ早期に正式の法的拘束力ある検証可能な協定の交渉が始まることを強く願望すると述べている。⁽²⁷⁾
- 二〇〇三年の準備委員会では、NACがこの問題を積極的に取り上げ、非戦略核兵器が大きな脅威となっている理由として以下を列挙している。それらが運搬しやすいこと、紛争地域の近くにあること、軍事衝突の場合には前もって使用許可が与えられる可能性が高いことから、拡散の危険および早期の先制的な、無許可の、偶発的な使用の危険が増大している。それらは戦略核兵器よりもずっと簡単にまたしばしば輸送される。⁽²⁸⁾ それらは比較的小さいサイズであり、安全や保安装置が厳格ではないので、テロリストが狙いやすいものである。⁽²⁸⁾
- さらに、ブッシュ政権の新たな核政策のゆえに、NSNWに対する関心が最近増加してきた。米国の政策は、移動式標的または地下深くの標的を破壊するために、低威力の非戦略核兵器の重要性および有用性を強調している。第二回準備委員会において、NACは以下のことを達成するために緊急の行動を取るよう提案した。
- ① 透明で、検証可能で、不可逆な方法でのNSNWの一層の削減

② NSNWがもつ脅威を削減するため、NSNWの保有や地位に関するデータ交換、保安措置などを含む、一層の信頼醸成および透明性措置

③ 核兵器体系の運用状態を一層低下させる具体的な合意される措置

④ NSNWに関して存在する非公式の二国間取決め、イニシアティブ、宣言の正式化

⑤ 第一歩として、すでに兵器庫から除去されたタイプのNSNWの禁止

⑥ NSNWの輸送と貯蔵のための保安や物理的防護措置の強化⁽²⁹⁾

EUも、すべての関連する国家に対して、これらの兵器の最大限の削減を最も良く達成するために効果的に検証可能な協定に関する交渉を開始するよう勧めている。

米国はNSNWのための法的拘束力ある文書の作成には批判的であり、「近年、米国はNSNWに関する正式の軍備管理協定の可能性を探求し、そのようなアプローチは不可能であると結論した。これらの兵器および運搬システムの性質からして、戦略システムの場合よりも条約の履行に確信をもつことがきわめて困難であることが分かった。NSNWの運搬システムはしばしば通常兵器用にも核兵器用にも使えるもので、それらが核兵器用として撤去されたということに確信をもつのがきわめて困難になっている」と説明している⁽³⁰⁾。

ロシアは、「戦術核兵器の問題を他の種類の軍備から切り離して考えることは不可能であるという理解から出発している。これが一九九一〜一九九二年の軍縮の分野での有名な一方的なロシアのイニシアティブが包括的性質のものであることの理由であり、さらに、TNWは戦略的安定性に本質的な影響を与える他の重要問題にも関連する⁽³¹⁾」と述べ、単独でこの問題を取り上げることには反対している。

米国もロシアもNSNWの法的削減にむしろ消極的であるが、データや情報の交換による信頼醸成措置や、NS

NWの保安措置や物理的防護措置の強化などの措置を追求すべきである。

6 消極的安全保障 (NSA)

非核兵器国に対する安全保障の問題、特に消極的安全保障の問題は、NPTの交渉時より議論の多い問題であった。二〇〇〇年会議の最終文書においては、「会議は、五核兵器国による非核兵器国に対する法的拘束力ある安全保障が核不拡散体制を強化することに合意する。会議は、準備委員会に対し、この問題について二〇〇五年再検討会議に勧告することを要請する」と規定された。

NAM諸国はこの問題にきわめて積極的であり、「核兵器の全廃が核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証である。核兵器の全廃を達成するまでの間、非核兵器国に対する安全保障に関する普遍的で、無条件の、法的拘束力ある文書の締結のための努力が優先的に追求されるべきである」というわれわれの確信を繰り返す⁽³²⁾と述べている。

NACは、議定書案あるいは協定案が附属した安全保障に関する作業文書を提出した⁽³³⁾。それは、この問題を以下の五つの側面から分析している。

- ① 安全保障を提供する国家の識別
- ② そのような安全保障の受益者の識別
- ③ 提供される安全保障の性質と範囲
- ④ 安全保障に関する法的拘束力ある文書に含まれる必要のある要素
- ⑤ そのような安全保障が提供されるフォーマット

附属された議定書案または協定案は積極的安全保障と消極的安全保障の両方を含んでいる。

消極的安全保障の下では、NPTで定義された核兵器国は、NPT第二条の下での義務を遵守している条約当事国である非核兵器国に対して、核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わないことを約束する。さらに、この消極的安全保障は、核兵器国の領域、その軍隊、その同盟国、または安全保障上の約束のある国家に対する侵略またはその他の軍事攻撃が、核兵器国と連合してまたは同盟して条約締約国である非核兵器国によって実施され継続される場合には適用が停止される。

積極的安全保障の下では、締約国は、核兵器の使用の犠牲者となっている条約当事国である非核兵器国からの政治的、軍事的、技術的、医療上、科学的または人道的援助の要請に応じて適切な措置を取るよう約束する。さらに、締約国は、核兵器の使用または使用の威嚇の場合に国連安全保障理事会と協力することを約束する。安全保障理事会は、そのような行為または行動に対処するため国連憲章に一致した措置を審議する。

普遍的で無条件の安全保障を主張しているNAMとは対照的に、NACが提案しているこの議定書案または協定案は、これまでの多くの決議、文書、声明を考慮に入れたものであり、合理的であると思われる権利と義務を含んでいる。これは議論の基礎になるべきであり、二〇〇五年の再検討会議のための勧告に含まれるべきである。

7 核兵器の役割の低下

最終文書の第九・五措置は、安全保障政策における核兵器の役割の低下を規定している。

この点に関してNACは、「展開しつつある安全保障政策および防衛ドクトリンは引き続き核兵器の保有に基礎を置いており、通常戦争に対抗するものとして核兵器の新たなデザインや新たな世代の可能性を伴っており、それ

は世界の安全保障環境およびNPT体制をさらに悪化させるだけである」⁽³⁴⁾と述べている。

NAMも米国の政策を批判しており、「戦略防衛ドクトリンは引き続き核兵器の使用を正当化するものであり、それは、核兵器が使用される状況および核兵器が使用される相手国を拡大することを検討している一核兵器国の最近の政策に示されている。攻撃的な対抗拡散目的に役立てるための新たな核兵器および新たな目標選択のありうるかもしれない開発は、軍縮へのコミットメントを一層損なうものである」⁽³⁵⁾と述べている。

議長のアマリーはこの点に触れて、「現在の核兵器、核兵器の将来の役割に対する新たなアプローチ、並びに新たな世代の核兵器のありうるかもしれない開発について、懸念と不確実性が表明された」⁽³⁶⁾と述べている。

米国はこれらの懸念に因應するため、「ブッシュ大統領により採択された新たな核政策は、特に核兵器への依存を低下させる方向に向かっている。：新たな三本柱は、通常兵力の近代化、ミサイル防衛の追加、その他の措置を通じて、抑止のために核兵器に依存することを低下させるだろう。：国防総省は新たな核兵器の必要をまだ確認していない。われわれは一〇年以上核兵器を製造していない。確かに、ありうるかもしれない核兵器の近代化に関連した費用や可能性の研究は行われている。しかし、そのような研究は決して新たな核弾頭の開発を進めるといふ決定を表すものではない。：米国の核宣言政策にはなんら変更はないし、米国は核兵器の使用の閾値を下げてはいない。：米国の消極的安全保障政策にもまったく変更はない」⁽³⁷⁾と説明している。

冷戦時におけるソ連からの脅威が消滅したので、戦略核兵器の重要性が大幅に減少していることは真実である。しかし、最近においては、米国の脅威の認識はならず者国家あるいはテロリストに集中しているため、非戦略核兵器の重要性が増大している。この新たな脅威に対抗するため、米国は大きな抵抗なしに使用できると考えられる小型の低威力の核兵器を追求しているように思われる。

スウェーデンはこの展開を鋭く批判しており、「それは二〇〇〇年に行ったコミットメントの多くに反する。すなわち、明確な約束（第六項目）、不可逆性の原則（第五項目）、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低下（第九・五項目）に反している。それはまた、核不拡散・軍縮体制の要石の一つである包括的核実験禁止条約を脅かすことになる。なぜなら新たな核兵器の開発には核実験の再開が必要となるだろうから（第一、二項目）」と述べている。

三 結 論

二〇〇〇年五月に最終文書がコンセンサスで採択されてからの過去三年間において、一三項目を履行することにより核軍縮の大幅な進歩が見られるという状況にはなっていない。それらの措置のいくつかは核兵器国により放棄され、多くは無視されている。最終文書の履行は、一般的に、二〇〇〇年五月に期待されていたものにはほど遠い。C T B Tの早期発効は、主として米国の反対および中国、インド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮を含む諸国の未批准により、ほとんど不可能になっている。核実験のモラトリアムも不安定な状態になっている。それは、五核兵器国はモラトリアムを維持しているが、米国が実験の準備期間を短縮しようとしているからである。

C Dはここ数年作業を行っていないし、核兵器国は核軍縮の多国間交渉に関心を失ったように思える。

モスクワ条約は、核軍縮の進展がない全般的傾向の中で唯一の例外となっている。それは、最終文書に含まれている不可逆性、透明性、検証可能性という原則を満たしていないが、歓迎すべきものである。条約の真の意義は、米国とロシアがどれほど真剣にかつ明白に条約の下での義務を履行していくのか、および両国が一層の削減のための次の措置にどれだけ迅速に進むかに依存している。S T A R Tプロセスに較べて、モスクワ条約はゆっくり過ぎ

るし、曖昧すぎるし、柔軟すぎる。

米国もロシアも、非戦略核兵器の削減を法的拘束力ある文書で行うことを嫌がっている。しかし、新しい脅威として非戦略核兵器をもっと真剣に取り扱うことが必要であり、その保安や物理的防護を強化することか、信頼醸成のために情報を交換することなど、可能などころから交渉を開始すべきである。

核兵器国は、法的拘束力ある安全保障よりも政治的拘束力のある安全保障を好んでいる。最終文書は、「会議は、非核兵器国に対する核兵器国による法的拘束力ある安全保障が核不拡散体制を強化することに合意した。会議はこの問題に関して二〇〇五年再検討会議に勧告をなすよう準備委員会に要請する」と述べている。このことは、準備委員会が法的拘束力ある安全保障について勧告をすべきことを意味している。NACが提出した法的文書案はその権利および義務においてきわめて正当なものと思われるので、それは来年の議論の基礎となるべきであり、二〇〇五年再検討会議への勧告に含まれるべきである。

結論として、核軍縮の進歩に関する最近の傾向は、米国の核政策および防衛ドクトリンに深くかつ大きく影響を受けている。それは、多国間の政治的または法的文書および国際機構に依存するよりも、核兵器を含む軍事力に依存する傾向がある。米国の安全保障政策は、一般的に言えば、法の支配よりも力の支配に依存しているように思える。われわれはすべて、米国がその安全保障政策全般、特に核政策を変更するように、あらゆる努力をなすべきである。

(1) NPT 第六条の成立過程とその意義については、黒沢満『軍縮国際法の新しい視座』有信堂、一九八六年、一六五～二二二頁参照。

- (2) この会議での議論やその成果については、黒沢満「核不拡散体制の新たな展開」藤田久一・松井芳郎・坂元茂樹編『人権法と人道法の新世紀』東進堂、二〇〇一年、二八七～三一一頁、Lewis A. Dunn, “High Noon for the NPT,” *Arms Control Today*, Vol.25, No.6, July/August 1995, pp.3-9; John Simpson, “The Birth of a New Era? The 1995 NPT Conference and the Politics of Nuclear Disarmament,” *Security Dialogue*, Vol.26, No.3, September 1995, pp.247-256. 参照。
- (3) 二〇〇〇年最終文書の核軍縮の側面、特に三項目の分析については、黒沢満「二〇〇〇年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第五〇巻四号、二〇〇〇年一月、五一～五五九頁、Tariq Rauf, *Towards NPT 2005: An Action Plan For The “13-Steps” Towards Nuclear Disarmament Agreed At NPT 2000*, Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies, 2001; Tanya Ogilvie-White, Ben Sanders and John Simpson, *Putting the Final Document into Practice*, PPNN, 2002. 参照。
- (4) Statement by Ambassador Eric M. Javits, Permanent Representative of the United States of America to the Conference on Disarmament, Geneva, delivered to the NPT PrepCom, Article VI-Special Time, April 11, 2002.
- (5) Information Paper from the United States Concerning Article VI of the NPT, May 1, 2003.
- (6) New Agenda Statement made on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, South Africa, Sweden and New Zealand by the Honorable Marian Hobbs, Minister of Disarmament of New Zealand, 28 April 2003.
- (7) Statement by H. E. Ambassador Henrik Salander, Permanent Representative of Sweden to the Conference on Disarmament, 2 May 2003.
- (8) Statement by Ambassador Hubert de la Hortalte, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament, Head of the French Delegation to the First Session of the Preparatory Committee of the 2005 NPT Review Conference, 8 April 2002.
- (9) Statement by Ambassador Hubert de la Hortalte, Permanent Representative of France to the Conference on Disarmament, Head of the French Delegation, 28 April 2003.
- (10) General Statement by Ambassador Tassos Kriekoukis, Permanent Representative of Greece on behalf of the

- European Union, 28 April 2003.
- (11) New Agenda Coalition Paper submitted by New Zealand on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, South Africa and Sweden as members of NAC, NPT/CONF.2005/PC.II/16, 29 April 2003.
 - (12) Chairman's factual summary, 2002 NPT Preparatory Committee, 18 April 2002.
 - (13) Annex II Chairman's factual summary, in Report of the Preparatory Committee on its Second Session, NPT/CONF.2005/PC.II/50, 13 May 2003.
 - (14) Statement by H.M. Ambassador Hu Xiaodi, Head of Chinese Delegation at the 2nd Session of Preparatory Committee for the 2005 NPT Review Conference, April 28, 2003.
 - (15) Statement by H.M. Kuniko Inoguchi, Ambassador, Permanent Representative of Japan to the Conference on Disarmament, 29 April 2003.
 - (16) Annex II Chairman's factual summary, op. cit., (note 13)
 - (17) Information Paper from the United States, op. cit., (note 5)
 - (18) Joint Statement by the Russian Federation and the United States of America on the Moscow Treaty(SORT), NPT/CONF.2005/PC.II/21, 30 April 2003.
 - (19) Information Paper from the United States, op. cit., (note 5)
 - (20) Statement by the Delegation of the Russian Federation at the second session of the Preparatory Committee for the 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, April 28, 2003.
 - (21) General Statement by Ambassador Tassos Kriekoukis, op. cit., (note 10)
 - (22) New Agenda Statement, op. cit., (note 6)
 - (23) Statement by H.E. Ambassador Rastam Mohd Isa, Permanent Representative of Malaysia to the United Nations, New York, on behalf of the Non-Aligned Movement States Parties to the NPT, 28 April 2003.
 - (24) Working Paper on nuclear disarmament and reducing the danger of nuclear war, submitted by China, NPT/CONF.2005/PC.II/WP.3, 28 April 2003.

- (5) Statement by H.M. Carlos Miranda, Ambassador of Spain to the Conference on Disarmament on Behalf of the European Union at the First Session of the Preparatory Committee of the 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, 8 April 2002.
- (6) German Delegation, Non-Strategic Nuclear Weapons, 11 April 2002.
- (7) Statement by H.M. Mr. Markku Reima on behalf of Finland and Sweden on Non-Strategic Nuclear Weapons at the Preparatory Committee for the 2005 Review Conference of the Parties to the NPT, April 11, 2002.
- (8) "Reduction of non-strategic nuclear weapons", Working Paper submitted by Austria, Mexico and Sweden, NPT/CONF.2005/PC.II/WP.13, 2 May 2003.
- (9) New Agenda Coalition Paper, op. cit., (note 11)
- (10) Information Paper from the United States, op. cit., (note 5)
- (11) Statement by the Delegation of the Russian Federation, op. cit., (note 20)
- (12) Statement by H.E. Ambassador Tastam Mehd Isa, op. cit., (note 23)
- (13) Working Paper : "Security Assurances", submitted by New Zealand on behalf of Brazil, Egypt, Ireland, Mexico, Sweden, and South Africa as members of the NAC, NPT/CONF.2005/PC.II/WP.11, 1 May 2003.
- (14) New Agenda Statement, op. cit., (note 6)
- (15) Statement by H.E. Ambassador Rastam Mehd Isa, op. cit., (note 23)
- (16) Annex II, Chairman's factual summary, op. cit., (note 13)
- (17) Information Paper from the United States, op. cit., (note 5)
- (18) Statement by Sweden on behalf of Austria, Mexico and Sweden for the special time on nuclear disarmament : Introduction of working paper on reduction of non-strategic nuclear weapons, 30 April 2003.